

閲覧用

「青梅市暴力団排除条例（仮称）」の骨子について  
の意見募集

募集期間

平成24年1月25日（水）～2月7日（火）

青梅市

## 1 条例制定の背景

近年の暴力団は、殺人、強盗等の凶悪犯罪を始め、銃器薬物犯罪、詐欺、恐喝、窃盗等様々な犯罪に加え、民事介入暴力や企業対象暴力等の違法・不当な活動を繰り返しており、市民および事業者の安全で平穏な生活を脅かしています。また、企業を仮装したり、いわゆるフロント企業や共生者と結託するなどして、様々な産業への進出をたくらみ、悪質巧妙かつ周到な手口で犯罪収益の隠匿、資金洗浄を行うと同時に、これらの経済活動を隠れみよのとした資金獲得の拡大を図っており、健全な社会経済活動を阻害しています。

国は、平成20年8月に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を改正し、自治体の許認可や公共工事の入札への参加を要求する行為等を禁止し、暴力団員の暴力的要求行為について必要な規制を行う等、対策を強化しています。また、東京都においてもは、平成23年3月に「東京都暴力団排除条例」を制定し、暴力団排除に関する総合的な施策の強化を図っているところです。

当市においては、すでに市営住宅への入居制限等の各種取組を推進しているところですが、さらに、暴力団の排除に関し条例を制定し、「暴力団排除」を進める強いメッセージを発信するため、市、市民および事業者の責務を明らかにし、警察等との連携強化を図り、社会全体で暴力団を排除しようとするものです。

## 2 条例の骨子

### (1) 条例の目的

この条例は、青梅市（以下「市」といいます。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市および市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、および事業活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

### (2) 基本理念

暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活および市の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないことおよ

び暴力団を利用しないことを基本として、市、警察その他の関係機関および市民等の連携および協力により推進されなければなりません。

### (3) 市の責務

市は、基本理念にもとづき、市民等の協力を得るとともに、警察その他の関係機関（以下「警察等」といいます。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとします。

### (4) 市民等の責務

市民等は、基本理念にもとづき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとします。

ア 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合は、市または警察等に当該情報を提供すること。

イ 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画または協力すること。

ウ 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

### (5) 不当要求行為に対する措置

市は、暴力団関係者から職員に対して違法または不当な要求があった場合には、これを拒否するとともに、公務の適正かつ円滑な執行を確保するために必要な措置を講ずるものとします。

### (6) 市の事務事業にかかる暴力団排除措置

市は、公共工事その他の市の事務または事業により、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「市の契約」といいます。）および公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務または事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとします。

### (7) 市が設置する公の施設における措置

青梅市長（以下「市長」といいます。）もしくは青梅市教育委員会または指定管理者は、公の施設の使用または利用が暴力団の活動を助長し、または運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用または利用の承認（以下「承認」といいます。）について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、または承認を取り消す

ことができることとします。

(8) 広報および啓発

市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報および啓発を行うものとしします。

(9) 市民等に対する支援

市は、市民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、市民等に対し、情報の提供、助言等の支援を行うものとしします。

(10) 青少年の教育等に対する支援

市は、青少年（18歳未満の者をいいます。）の教育または育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団に加入することおよび暴力団員による犯罪の被害を受けることがないように、指導、助言等の措置を講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言等の支援を行うものとしします。

(11) 個人情報収集および提供

ア 青梅市個人情報保護条例に規定する実施機関（以下「実施機関」といいます。）は、この条例にもとづく暴力団排除活動のために必要となる個人情報を、必要な範囲内で収集することができることとします。

イ 実施機関は、この条例にもとづく暴力団排除活動のために必要があると認めるときは、保有個人情報のうち必要と認めるものを警察等に提供することができることとします。

(12) 委任

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

(13) 施行期日

平成24年4月1日